令和６年

市議会11月定例会議案

掛　川　市

目　　次

議案番号	件　　名	頁
議案第　９３　号	令和６年度掛川市一般会計補正予算（第７号）について	５
議案第　９４　号	令和６年度掛川市一般会計補正予算（第８号）について	９
議案第　９５　号	令和６年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	１９
議案第　９６　号	令和６年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）について	２３
議案第　９７　号	令和６年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第２号）について	２７
議案第　９８　号	令和６年度掛川市水道事業会計補正予算（第１号）について	３１
議案第　９９　号	令和６年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第１号）について	３３
議案第１００号	令和６年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）について	３５
議案第１０１号	令和６年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第１号）について	３７
議案第１０２号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	３９
議案第１０３号	小笠老人ホーム施設組合規約の変更について	４３
議案第１０４号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	４５
議案第１０５号	掛川市道路線の認定について	４７
議案第１０６号	専決処分の承認を求めることについて（令和６年度掛川市一般会計補正予算（第６号））	５１

議案第９３号

令和６年度掛川市一般会計補正予算（第７号）

令和６年度掛川市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第１条　債務負担行為の追加は、「第１表債務負担行為補正」による。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　債務負担行為補正

１．追加の部　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限度額
自主運行バス掛川大須賀線運行委託	自　令和　6　年度 至　令和　9　年度	120,000

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和5年度末までの
支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前　下段：補正後　（単位　千円）

事　　項	限度額	R5年度末までの支出済額		R6年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
自主運行バス掛川大須賀線運行委託									
	120,000			R6～R9	120,000	15,000		21,000	84,000

議案第９４号

令和６年度掛川市一般会計補正予算（第８号）

令和６年度掛川市一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ931,184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,724,566千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表地方債補正」による。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		159,609	△121	159,488
	2 負担金	148,949	△121	148,828
15 国庫支出金		9,060,207	220,412	9,280,619
	1 国庫負担金	3,849,501	196,173	4,045,674
	2 国庫補助金	5,123,474	24,239	5,147,713
16 県支出金		4,178,924	79,284	4,258,208
	1 県負担金	2,212,242	73,958	2,286,200
	2 県補助金	1,697,091	5,326	1,702,417
18 寄附金		1,038,135	2,789	1,040,924
	1 寄附金	1,038,135	2,789	1,040,924
19 繰入金		2,028,681	602,370	2,631,051
	1 基金繰入金	2,025,681	602,246	2,627,927
	2 特別会計繰入金	3,000	124	3,124
21 諸収入		2,930,664	11,750	2,942,414
	5 雑入	1,345,906	11,750	1,357,656
22 市債		5,875,400	14,700	5,890,100
	1 市債	5,875,400	14,700	5,890,100
歳　入　合　計		57,793,382	931,184	58,724,566

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		274,048	△802	273,246
	1 議会費	274,048	△802	273,246
2 総務費		7,701,243	△52,189	7,649,054
	1 総務管理費	6,616,761	△43,757	6,573,004
	2 賦課徴収費	597,909	△12,432	585,477
	3 戸籍住民基本台帳費	323,868	3,177	327,045
	5 統計調査費	16,873	423	17,296
	6 監査委員費	39,002	400	39,402
3 民生費		18,798,303	755,413	19,553,716
	1 社会福祉費	8,967,728	289,557	9,257,285
	2 児童福祉費	9,095,226	400,090	9,495,316
	3 生活保護費	714,287	65,766	780,053
4 衛生費		6,059,016	126,869	6,185,885
	1 保健費	2,908,878	135,795	3,044,673
	2 衛生費	529,431	△7,661	521,770
	3 清掃費	2,620,707	△1,265	2,619,442
6 農林水産業費		1,452,144	△7,970	1,444,174
	1 農業費	468,422	△6,545	461,877
	2 農地費	766,101	△1,425	764,676
7 商工費		1,356,572	28,886	1,385,458
	1 商工費	1,356,572	28,886	1,385,458
8 土木費		5,919,293	31,328	5,950,621
	1 土木管理費	320,477	26,935	347,412
	2 道路橋梁費	1,203,993	△100	1,203,893
	4 都市計画費	2,568,064	8,516	2,576,580
	5 住宅費	350,043	△4,023	346,020

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
9 消防費		2,569,776	23,313	2,593,089
	1 消防費	2,569,776	23,313	2,593,089
10 教育費		6,199,954	26,336	6,226,290
	1 教育総務費	317,639	36,417	354,056
	2 小学校費	1,183,792	△2,714	1,181,078
	3 中学校費	656,781	1,579	658,360
	4 幼稚園費	1,258,360	△21,898	1,236,462
	5 社会教育費	1,046,179	10,680	1,056,859
	6 保健体育費	1,737,203	2,272	1,739,475
歳　出　合　計		57,793,382	931,184	58,724,566

第２表　繰越明許費補正

１．追加の部　（単位　千円）

款	項	事　業　名	金　額
3 民生費	2 児童福祉費	すこやかこども園施設補修事業	5,335

第３表　債務負担行為補正

１．追加の部　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限度額
放課後児童健全育成事業委託 （中央小学童保育所専用・分室）	自　令和　6　年度 至　令和　7　年度	17,000
スクールバス運行委託	自　令和　6　年度 至　令和　7　年度	22,176
給食文化苑こうようの丘給食配送業務委託	自　令和　6　年度 至　令和　11　年度	45,500

第４表　地方債補正

１．追加の部　　（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
民生債 (8,500)	（仮称）掛川市こども家庭センター整備事業	8,500	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
合　　計		8,500			

２．変更の部（上段：補正前　下段：補正後）　（単位　千円）

項　目	起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
民生債 （4,800増）	すこやかこども園改修事業 （4,800増）	36,100	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		40,900			
衛生債 （△16,600減）	中部地域健康医療支援センター施設改修事業 （△16,600減）	17,800			
		1,200			
土木債 （2,300増）	掛川城周辺地区まちづくり事業 （1,900増）	16,100			
		18,000			
	急傾斜地崩壊対策事業 （400増）	14,000			
		14,400			
教育債 （15,700増）	学校施設環境改善事業 （10,700増）	221,900			
		232,600			
	大東図書館改修事業 （100増）	2,600			
		2,700			
	いこいの広場改修事業 （4,900増）	33,700			
		38,600			
合　計（6,200増）		5,875,400			
		5,881,600			

議案第９５号

令和６年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和６年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,708,576千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
5 繰入金		1,023,956	8,200	1,032,156
	1 一般会計繰入金	833,956	8,200	842,156
歳　　入　　合　　計		11,700,376	8,200	11,708,576

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		181,838	8,400	190,238
	1 総務管理費	134,258	8,187	142,445
	2 徴税費	41,856	213	42,069
5 保健事業費		123,583	△200	123,383
	1 保健事業費	123,583	△200	123,383
8 諸支出金		71,505	65	71,570
	1 償還金及び還付加算金	71,505	65	71,570
9 予備費		3,707	△65	3,642
	1 予備費	3,707	△65	3,642
歳　出　合　計		11,700,376	8,200	11,708,576

議案第９６号

令和６年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）

令和６年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,034千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,750,410千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		382,701	△5,034	377,667
	1 一般会計繰入金	382,701	△5,034	377,667
歳　　入　　合　　計		1,755,444	△5,034	1,750,410

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		45,373	△4,023	41,350
	1 総務管理費	39,166	△4,023	35,143
3 保健事業費		67,660	△1,011	66,649
	1 保健事業費	67,660	△1,011	66,649
歳　出　合　計		1,755,444	△5,034	1,750,410

議案第９７号

令和６年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和６年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,597千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,472,622千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 分担金及び負担金		27,482	167	27,649
	1 負担金	27,482	167	27,649
7 繰入金		1,735,510	△3,764	1,731,746
	1 一般会計繰入金	1,575,029	△3,604	1,571,425
	2 基金繰入金	160,481	△160	160,321
歳　入　合　計		10,476,219	△3,597	10,472,622

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		227,009	4,505	231,514
	1 総務管理費	61,731	4,279	66,010
	2 徴収費	15,392	△6	15,386
	3 介護認定審査会費	149,886	232	150,118
2 保険給付費		9,861,349	△8,226	9,853,123
	2 地域支援事業費	447,203	△8,226	438,977
5 諸支出金		235,736	124	235,860
	2 一般会計繰出金	0	124	124
歳　出　合　計		10,476,219	△3,597	10,472,622

議案第９８号

令和６年度掛川市水道事業会計補正予算（第１号）

令和６年度掛川市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和６年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　水道事業収益	3,126,571千円	1,050千円	3,127,621千円
第２項　営業外収益	308,704千円	1,050千円	309,754千円
支		出	
第１款　水道事業費用	3,018,086千円	5,257千円	3,023,343千円
第１項　営業費用	2,891,677千円	5,257千円	2,896,934千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額991,117千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額991,220千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,089千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,103千円」に、「過年度分損益勘定留保資金672,028千円」を「過年度分損益勘定留保資金672,117千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
支		出	
第１款　資本的支出	1,592,507千円	103千円	1,592,610千円
第１項　建設改良費	1,341,044千円	103千円	1,341,147千円

第３条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	177,947千円	5,360千円	183,307千円

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第９９号

令和６年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第１号）

令和６年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和６年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　下水道事業収益	2,044,591千円	△35,361千円	2,009,230千円
第２項　営業外収益	1,441,442千円	△35,361千円	1,406,081千円
支		出	
第１款　下水道事業費用	2,026,890千円	△63,807千円	1,963,083千円
第１項　営業費用	1,794,466千円	△49,980千円	1,744,486千円
第２項　営業外費用	232,322千円	△13,827千円	218,495千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額555,376千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額555,055千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,997千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,982千円」に、「当年度分損益勘定留保資金544,379千円」を「当年度分損益勘定留保資金526,907千円及び利益剰余金処分額17,166千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　資本的収入	2,207,233千円	△7,613千円	2,199,620千円
第４項　他会計支出金	417,034千円	△7,613千円	409,421千円
支		出	
第１款　資本的支出	2,762,609千円	△7,934千円	2,754,675千円
第１項　建設改良費	1,641,777千円	△7,934千円	1,633,843千円

第３条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	113,077千円	△6,533千円	106,544千円

第４条　予算第10条に定めた補助金の金額「493,708千円」を「474,736千円」に改める。

第５条　繰越利益剰余金のうち17,166千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第１００号

令和６年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）

令和６年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和６年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　下水道事業収益	289,609千円	100千円	289,709千円
第２項　営業外収益	226,473千円	100千円	226,573千円
支		出	
第１款　下水道事業費用	288,575千円	△1,882千円	286,693千円
第１項　営業費用	266,779千円	△607千円	266,172千円
第２項　営業外費用	21,694千円	△1,275千円	20,419千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,592千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,371千円」に、「当年度分損益勘定留保資金46,592千円」を「当年度分損益勘定留保資金46,371千円及び利益剰余金処分額20,000千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　資本的収入	63,770千円	△1,663千円	62,107千円
第２項　他会計支出金	13,770千円	△1,663千円	12,107千円
支		出	
第１款　資本的支出	110,362千円	116千円	110,478千円
第１項　企業債償還金	110,362千円	116千円	110,478千円

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	8,072千円	△248千円	7,824千円

第４条　予算第９条に定めた補助金の金額「78,591千円」を「78,602千円」に改める。

第５条　当年度利益剰余金のうち20,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和６年１１月１３提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第１０１号

令和６年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第１号）

令和６年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条　令和６年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　下水道事業収益	211,415千円	△77千円	211,338千円
第２項　営業外収益	117,629千円	△77千円	117,552千円
支		出	
第１款　下水道事業費用	211,415千円	△77千円	211,338千円
第１項　営業費用	198,857千円	△129千円	198,728千円
第２項　営業外費用	12,506千円	52千円	12,558千円

第２条　予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,225千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,055千円」に、「当年度分損益勘定留保資金45,225千円」を「当年度分損益勘定留保資金44,055千円及び利益剰余金処分額1,000千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収		入	
第１款　資本的収入	3,226千円	170千円	3,396千円
第１項　他会計支出金	3,226千円	170千円	3,396千円

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
職員給与費	5,343千円	△129千円	5,214千円

第４条　予算第９条に定めた補助金の金額「33,808千円」を「33,901千円」に改める。

第５条　繰越及び当年度利益剰余金のうち1,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

議案第１０２号

掛川市立学校設置条例の一部改正について

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表１の表掛川市立原田小学校の項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正）

２　掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を次のように改正する。

別表掛川市立さかがわ学校給食センターの項を次のように改める。

掛川市立さかがわ学校給食センター	掛川市逆川653番地の15	掛川市立日坂小学校 掛川市立東山口小学校 掛川市立西山口小学校 掛川市立上内田小学校 掛川市立城北小学校 掛川市立第一小学校 掛川市立第二小学校 掛川市立中央小学校 掛川市立曽我小学校 掛川市立桜木小学校 掛川市立和田岡小学校 掛川市立原谷小学校 掛川市立西郷小学校 掛川市立倉真小学校 掛川市立三笠幼稚園

（掛川市立学校体育施設等使用条例の一部改正）

３　掛川市立学校体育施設等使用条例（平成17年掛川市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中型の項を次のように改める。

中型	日坂小学校、東山口小学校、上内田小学校、第二小学校、曽我小学校、和田岡小学校、原谷小学校、倉真小学校、土方小学校、佐東小学校、中小学校、大渕小学校	510円	510円	510円

別表２の表を次のように改める。

学　　校　　名	使用時間	使　　用　　料
日坂小学校、東山口小学校、西山口小学校、上内田小学校、城北小学校、第二小学校、中央小学校、曽我小学校、桜木小学校、和田岡小学校、原谷小学校、西郷小学校、倉真小学校、城東中学校、大浜中学校、千浜小学校、大須賀中学校、大渕小学校	午後５時から午後９時30分まで	１キロワット時につき33円

議案第１０３号

小笠老人ホーム施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、小笠老人ホーム施設組合規約を裏面のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

小笠老人ホーム施設組合規約の一部を変更する規約

小笠老人ホーム施設組合規約（昭和41年地第1725号）の一部を次のように変更する。

第２条を次のように改める。

（組合を組織する地方公共団体）

第２条　この組合は、掛川市及び菊川市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

第５条第１項を次のように改める。

この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、５人とし、関係市の議会において、掛川市にあっては同市の議員のうちから３人を、菊川市にあっては同市の議員のうちから２人を選挙する。

第７条第２項を削り、同条第３項中「第１項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第８条第２項中「及び御前崎市長」を削り、同条第４項中「前条第３項」を「前条第２項」に改める。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第１０４号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を裏面のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第４条第１号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第４号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附　則

この規約は、令和７年６月１日から施行する。

議案第１０５号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

市　道　認　定　路　線　表

NO	路　　線　　名	起　　点	終　　点	重要な経過地
1	ミソラタウン掛川５号線	高御所字前坪 287-45	高御所字前坪 287-33	
2	ミソラタウン掛川６号線	高御所字前坪 287-45	高御所字前坪 280-6	
3	ミソラタウン掛川７号線	高御所字前坪 287-46	高御所字前坪 280-8	

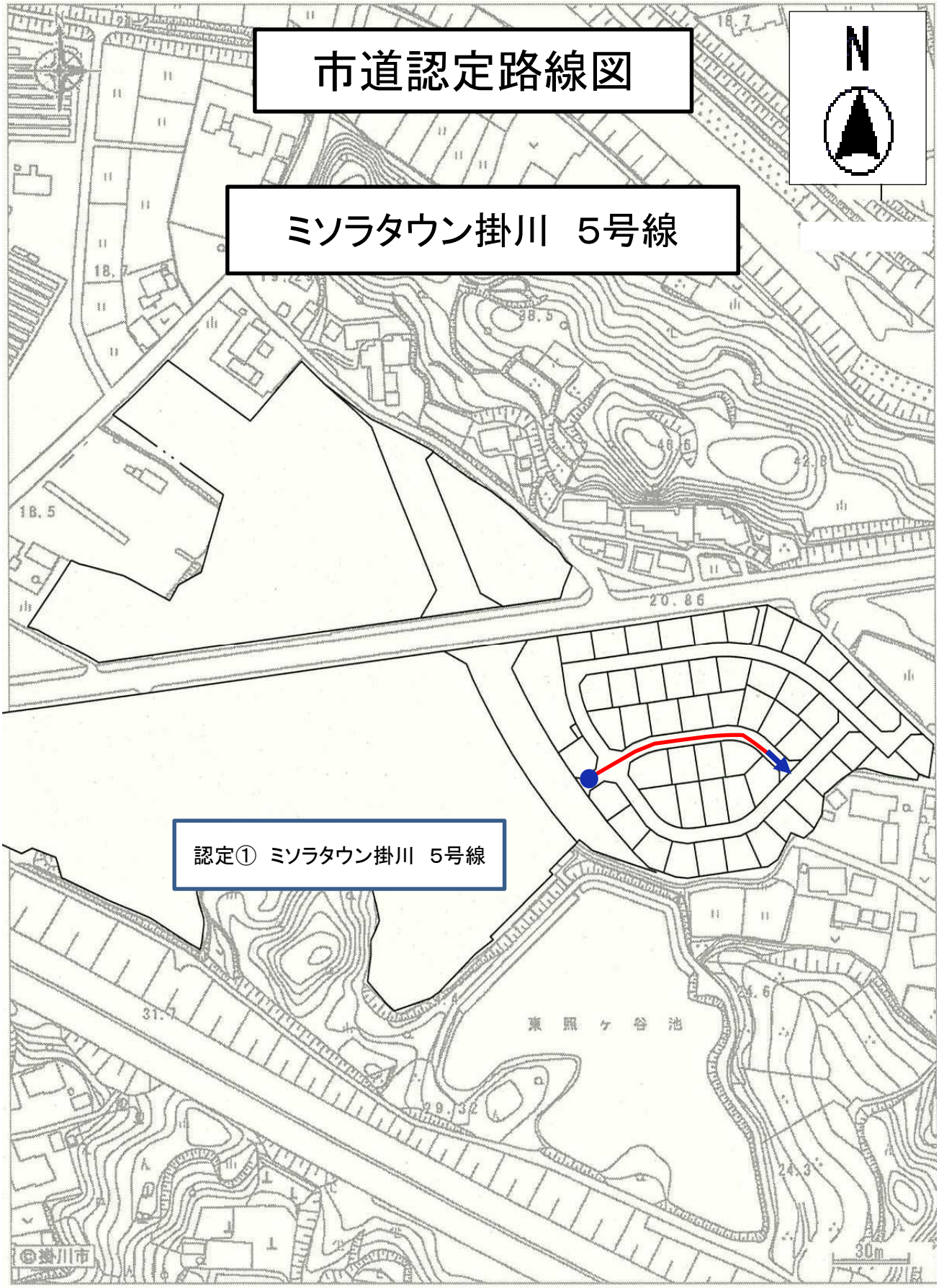
市道認定路線図
ミソラタウン掛川　5号線
N
認定①　ミソラタウン掛川　5号線
東 照 ヶ 谷 池
20.86
18.5
31.1
29.32
24.3
30m
©掛川市

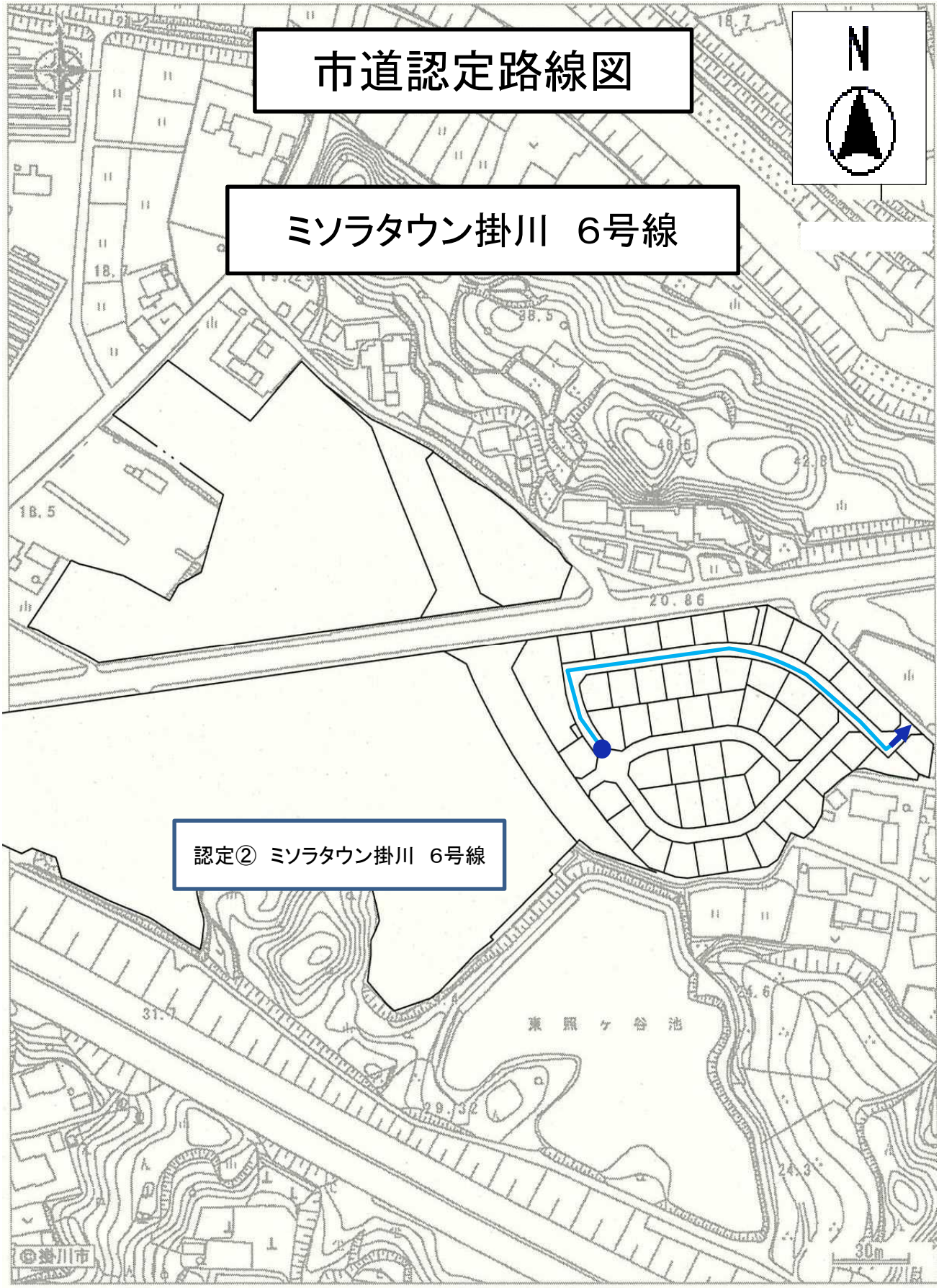
市道認定路線図
ミソラタウン掛川　6号線
N
認定②　ミソラタウン掛川　6号線
東 照 ヶ 谷 池
20.86
18.5
31.1
29.32
24.3
30m
©掛川市

市道認定路線図

ミソラタウン掛川　7号線

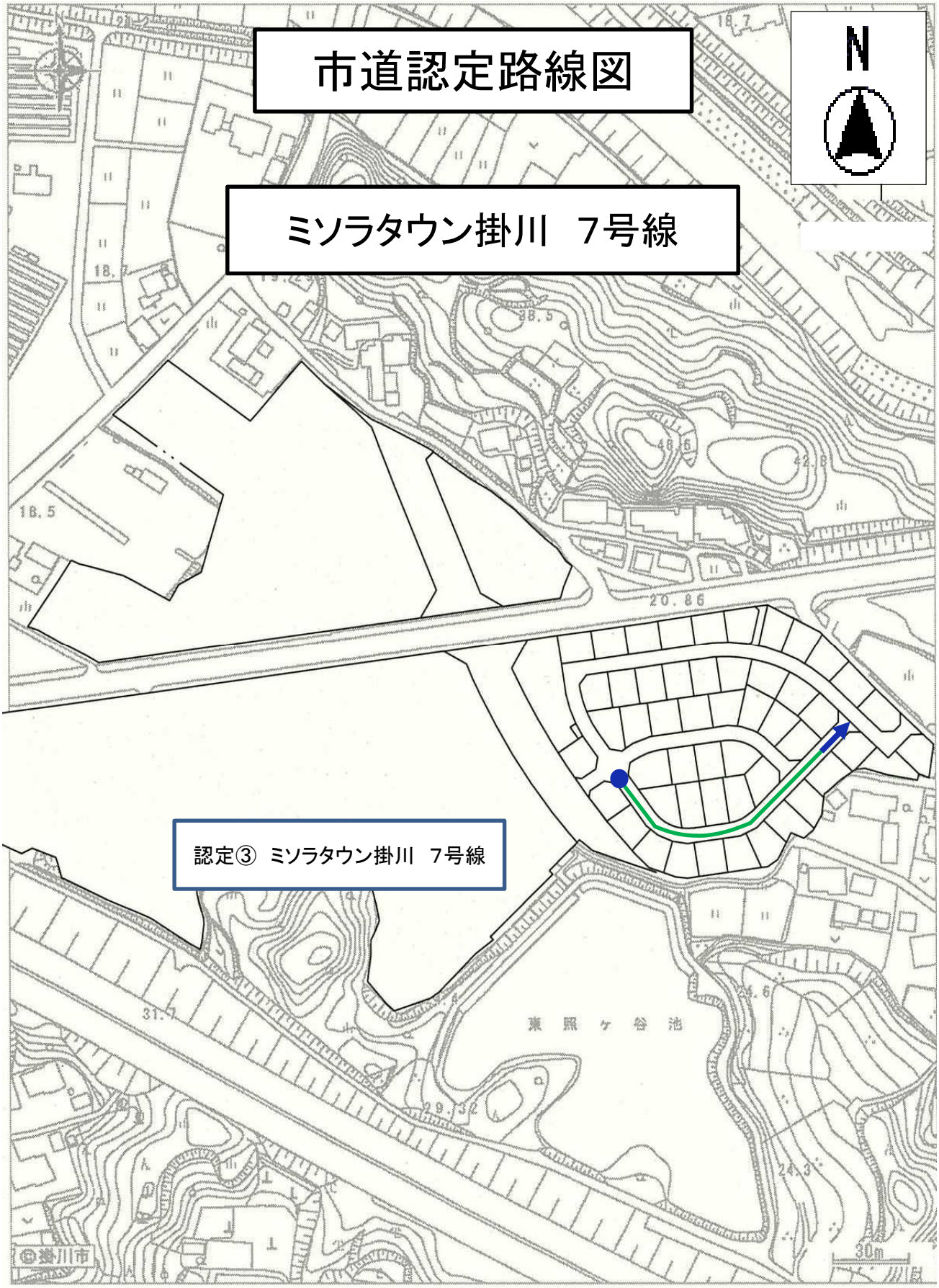

議案第１０６号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、令和６年度掛川市一般会計補正予算（第６号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年１１月１３日提出

掛川市長　久　保　田　　崇

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、令和６年度掛川市一般会計補正予算（第６号）について、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月９日

掛川市長　久　保　田　　崇

令和６年度掛川市一般会計補正予算（第６号）

令和６年度掛川市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60,852千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,793,382千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		9,005,261	54,946	9,060,207
	3 委託金	32,286	54,946	87,232
19 繰入金		2,022,775	5,906	2,028,681
	1 基金繰入金	2,019,775	5,906	2,025,681
歳　入　合　計		57,732,530	60,852	57,793,382

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		7,640,391	60,852	7,701,243
	4 選挙費	45,978	60,852	106,830
歳　　出　　合　　計		57,732,530	60,852	57,793,382

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	構成比	補　正　額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,421,464	35.4		20,421,464	35.3
2 地方譲与税	587,500	1.0		587,500	1.0
3 利子割交付金	7,000	0.0		7,000	0.0
4 配当割交付金	119,000	0.2		119,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	192,000	0.3		192,000	0.3
6 法人事業税交付金	353,000	0.6		353,000	0.6
7 地方消費税交付金	2,971,000	5.1		2,971,000	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	68,000	0.1		68,000	0.1
9 環境性能割交付金	96,000	0.2		96,000	0.2
10 地方特例交付金	728,909	1.3		728,909	1.3
11 地方交付税	4,452,993	7.7		4,452,993	7.7
12 交通安全対策特別交付金	17,000	0.0		17,000	0.0
13 分担金及び負担金	159,609	0.3		159,609	0.3
14 使用料及び手数料	547,602	1.0		547,602	1.0
15 国庫支出金	9,005,261	15.6	54,946	9,060,207	15.7
16 県支出金	4,178,924	7.2		4,178,924	7.2
17 財産収入	39,839	0.1		39,839	0.1
18 寄附金	1,038,135	1.8		1,038,135	1.8
19 繰入金	2,022,775	3.5	5,906	2,028,681	3.5
20 繰越金	1,920,455	3.3		1,920,455	3.3
21 諸収入	2,930,664	5.1		2,930,664	5.1
22 市債	5,875,400	10.2		5,875,400	10.2
歳　入　合　計	57,732,530	100.0	60,852	57,793,382	100.0

（歳　出）

款	補正前の額	構成比	補　正　額
		%	
1 議会費	274,048	0.5	
2 総務費	7,640,391	13.2	60,852
3 民生費	18,798,303	32.6	
4 衛生費	6,059,016	10.5	
5 労働費	1,574,448	2.7	
6 農林水産業費	1,452,144	2.5	
7 商工費	1,356,572	2.3	
8 土木費	5,919,293	10.3	
9 消防費	2,569,776	4.5	
10 教育費	6,199,954	10.7	
11 災害復旧費	833,634	1.4	
12 公債費	5,019,815	8.7	
13 予備費	35,136	0.1	
歳　出　合　計	57,732,530	100.0	60,852

（単位：千円）

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
274,048	0.5				
7,701,243	13.3	54,946			5,906
18,798,303	32.5				
6,059,016	10.5				
1,574,448	2.7				
1,452,144	2.5				
1,356,572	2.4				
5,919,293	10.2				
2,569,776	4.5				
6,199,954	10.7				
833,634	1.4				
5,019,815	8.7				
35,136	0.1				
57,793,382	100.0	54,946			5,906

２　歳　入

１５款　国庫支出金　　３項　委託金

目	補正予算額	節	
		区　　分	金　　額
1 総務費委託金	補正前 1,773 補正額 54,946 計 56,719	3 衆議院議員選挙費委託金	54,946
計	補正前 32,286 補正額 54,946 計 87,232		

（単位：千円）

説　　明	備　　考
衆議院議員選挙費委託金　54,946 追加	

１９款　繰入金　　１項　基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区　　分	金　　額
1 基金繰入金	補正前 2,019,775 補正額 5,906 計 2,025,681	1 基金繰入金	5,906
計	補正前 2,019,775 補正額 5,906 計 2,025,681		

（単位：千円）

説　　明	備　　考
財政調整基金繰入金　　5,906 既決予算額　1,157,993　　補正後予算額　1,163,899	

３　歳　出

２款　総務費　　４項　選挙費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区　　分	金　　額
4 衆議院議員選挙費	補正前 0 補正額 60,852 計 60,852	国県支出金 54,946 一般財源 5,906	1 報酬	2,723
			3 職員手当等	19,747
			7 報償費	200
			8 旅費	55
			10 需用費	2,824
			11 役務費	6,867
			12 委託料	10,400
			13 使用料及び賃借料	2,784
			15 原材料費	1,964
			17 備品購入費	13,288
計	補正前 45,978 補正額 60,852 計 106,830	国県支出金 54,946 一般財源 5,906		

（単位：千円）

説　　明	備　　考
1 衆議院議員選挙費　60,852 追加 選挙執行管理者等報酬　2,387 時間外手当　5,220 投開票事務従事者手当　14,527 郵便料　4,550 ポスター掲示場設置・撤去委託料　3,264 選挙事務補助員派遣委託料　5,940 選挙用資機材購入費　1,964 選挙用備品購入費　13,288	

給与費明細書

1　特別職

（単位　千円）

区分		職員数（人）	給与費 報酬	給料	期末手当	地域手当	その他手当	計	共済費	合計	備考
補正後	長等	4		35,685	15,832		42	51,559	9,620	61,179	
	議員	21	105,348		34,831			140,179	30,546	170,725	
	その他	2,236	143,189					143,189		143,189	
	計	2,261	248,537	35,685	50,663		42	334,927	40,166	375,093	
補正前	長等	4		35,685	15,832		42	51,559	9,620	61,179	
	議員	21	105,348		34,831			140,179	30,546	170,725	
	その他	2,113	140,802					140,802		140,802	
	計	2,138	246,150	35,685	50,663		42	332,540	40,166	372,706	
比較	長等										
	議員										
	その他	123	2,387					2,387		2,387	
	計	123	2,387					2,387		2,387	

2　一般職

（1）会計年度任用職員以外の職員

①　総　括

（単位　千円）

区分	職員数（人）	給与費 給料	職員手当	計	共済費	その他の人件費	合計
補正後	741	2,871,149	2,023,087	4,894,236	949,082	20,322	5,863,640
補正前	741	2,871,149	2,003,340	4,874,489	949,082	20,322	5,843,893
比較			19,747	19,747			19,747

（単位　千円）

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	78,864	90,494	66,986	81,873	185,486	629,454
	補正前	78,864	90,494	66,986	81,873	180,266	629,454
	比較					5,220	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	546,096	40,428	17,106	218,906	67,394	
	補正前	546,096	40,428	17,106	218,906	52,867	
	比較					14,527	

② 給料及び職員手当の増減額の明細

（単位　千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給　　料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	19,747	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	19,747	時間外手当増　5,220 投開票事務従事者手当増　14,527	

（２）会計年度任用職員

① 総　括

（単位　千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計
		報　酬	給　料	職員手当	計		
補正後	568	708,320	154,704	321,927	1,184,951	172,285	1,357,236
補正前	564	707,984	154,704	321,927	1,184,615	172,285	1,356,900
比較	4	336			336		336